

2026 年 7 月 28 日

地方独立行政法人都立病院機構

理事長 安藤 立美 様

都立病院労組

執行委員長 三母 明己

「都移行職員に係る調整額及び調整手当の算定方法の見直しについて」、「職員の給料月額等の改定について」に関する解明要求

日ごろから都民医療の向上のため努力されていることに敬意を表します。

本日、「都移行職員に係る調整額及び調整手当の算定方法の見直しについて」、「職員の給料月額等の改定について」提案を受けました。提案について以下解明要求を行います。8 月 4 日までに回答してください。

記

1. 提案趣旨として「機構の給与改定の考え方が反映されるよう」とあるが、機構の給与改定の考え方とは、どのようなものか明らかにすること。
2. 27 年度まではベースアップ評価料が算定されているが、28 年度以降、ベースアップ評価料がどうなるかは決まっていない。次回診療報酬改定で、ベースアップ評価料の拡大がなければ賃上げもない、という判断になるのか。決まっていないことは答えられない等ではなく、解明要求 1. の回答を踏まえた回答を要求する。
3. 例年賃上げについては、福利厚生なども含めて 1 月近い団体交渉を行い妥結してきた。今回は提案から回答までの期間が短く、かつ唐突な時期の提案であり組合はストライキ権の確立もなく交渉に入らざるを得ない。なぜこのような時期に、短期間での決着を求めるのか明らかにすること。
4. 今回の提案を、昨年提案されていたらこうなった、という給与金額を 10、15、20、25、30 年の職員の給与額で明らかにすること。資料のグラフから自分の給料を推測するのは困難である。
5. 「職員の経験値やスキルの伸長に応えた長期的な貢献・定着に資する」ためには、12 年ではなく長期的に昇給する給与表が必要なのではないか。考えを明らかにすること。
6. 都立病院の運営に病院職員の働きは不可欠なものになっている。しかし賃金の設定が非常に低く、薬剤師等職種によっては人員の確保に支障をきたしている実態がある。3.2%を超える改定が必要ではないか。再任用職員の賃金も抜本的な改善が必要と考える。考えを明らかにすること。
7. 今回、妥結するのは困難であるという結論になった場合はどうなるのか明らかにすること。

以上